

4月定例教育委員会会議録

- 1 日程 令和8年4月21日(火)
- 2 場所 藤井寺市役所 3階 会議室305
- 3 案件
 - 日程第1 会議録署名委員の指定について
 - 日程第2 前回教育委員会会議録の承認について
 - 日程第3 教育長の報告について
 - 日程第4 議案第13号 藤井寺市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について
・・・資料1(教育総務課)
 - 日程第5 議案第14号 藤井寺市教育委員会統括参事設置規程の制定について
・・・資料2(教育総務課)
 - 日程第6 議案第15号 藤井寺市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正について
・・・資料3(教育総務課)
 - 日程第7 報告第6号 人事異動の専決処分の承認を求めることについて
・・・資料なし(教育総務課)
 - 日程第8 報告第7号 藤井寺市青少年指導員の委嘱について
・・・資料4(生涯学習課)
 - 日程第9 報告第8号 令和8年度一般会計予算について
・・・資料5(教育総務課)
 - 日程第10 報告第9号 教育委員会の後援名義等使用について
・・・資料6(教育総務課)
 - 日程第11 その他報告事項
藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画(後期計画)に基づく
第一次実施計画について
・・・資料7(こども施設課)
「Fujiりんぴっく2026」の開催について
・・・資料8(スポーツ振興課)
- 4 出席委員

教育長	見浪 陽一
教育委員(教育長職務代理者)	足立 義幸
教育委員	富山 昌克
教育委員	原 明子
教育委員	永井 由美子
- 5 教育部出席者

教育部長	村本 匡成
教育部理事	重尾 隆之
教育部次長兼教育総務課長	中村 真也
生涯学習課長	辻野 智一
学校教育課長	田中 守
文化財保護課長	松田 嵩裕
スポーツ振興課長	八木 淳一
図書館長	國頭 順子

- | | | | |
|---|--------|---|----------------------------------|
| 6 | その他出席者 | こども未来部長
こども施設課長
こども施設課主幹
こども育成課長 | 武廣 智雄
近山 伸幸
森川 修司
白形 幸子 |
| 7 | 欠席 | | |
| 8 | 書記 | 教育総務課主幹 | 田名出 隆行 |
| 9 | 傍聴者 | 1人 | |

午後2時00分 委員会開会を宣して日程に入る。

○見浪教育長

皆さん、こんにちは。それでは、4月定例教育委員会会議を始めます。
はじめに、本日の会議録の署名委員ですが、足立委員よろしくお願ひいたします。
続きまして、前回令和8年3月26日の定例教育委員会会議録につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

ありがとうございます。では、承認ということで、よろしくお願ひいたします。
次に、教育長報告を行います。今回、新しい年度の最初の教育委員会会議になりますが、事務局の異動がございましたので、紹介させていただきたいと思ひます。
まず、教育部長に村本部長が着任されました。健康福祉部長からの異動となります。次に、重尾理事が道明寺南小学校の校長から着任されておられます。また、教育総務課の中村課長につきましては、教育部次長兼教育総務課長に就任されておられます。続きまして、課長でございますけれども、文化財保護課長が新開課長から松田課長に変わっておられます。続きまして、こども未来部でございますが、こども育成課長が上原課長から白形課長に変わっておられます。また、教育長報告の後に、順番にそれぞれ挨拶をしていただきたいと思います。
続きまして、学校給食に関してでございますが、今年度4月より小学校については、無償化が実施されております。国の当初予算の決定が遅れておりましたけれども、暫定予算として4月分の給食費の経費について、所要額が計上されました。本市としましては、小学校の中学年、高学年の給食費の基準額が5,200円となっておりますけれども、それを超える額につきましては市の方で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、差額分を負担するというようにさせていただいております。小学校については無償化が実現できております。

また、中学校につきまして、令和6年度の値上げ、それから今回の令和8年度の値上げの併せて1,210円分につきましては、市の方で先ほどの交付金を活用しまして、据え置きという形にさせていただいております。以上、教育長報告とさせていただきます。それでは、順番に挨拶をお願いいたします。

○村本教育部長

4月1日付で教育部長を拝命いたしました、村本でございます。

前任は健康福祉部長でございましたので、一部の教育委員の方々とは民生委員推薦会にて顔を合わせるというところで存じております。なにぶん教育委員会は初めての配属となりますので、至らぬ点もあるかと思いますが、教育委員の皆様とともに知恵を出し合いながら課題解決に向けた前向きな議論を進めまして、責任ある役割を果たしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○重尾教育部理事

4月1日付で教育部理事を拝命いたしました、重尾でございます。

藤井寺中学校で2年、それから道明寺南小学校で2年校長をさせていただきまして、学校現場でいろいろな子どもたちの様子や保護者の方々の様子、地域の様子を学ばせていただいて、その経験を教育部理事としての仕事に生かしていきたくて考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○松田文化財保護課長

4月1日付で文化財保護課長を拝命いたしました、松田と申します。

初めての課長となりますので、慣れないことも多々出てくると思うのですが、精一杯頑張りますのでどうぞよろしくをお願いいたします。

○白形こども育成課長

4月1日付でこども育成課長を拝命いたしました、白形でございます。

前任は健康医療連携課というところで、小さなお子様の健診などを行っている課におりました。どうぞよろしく申し上げます。

○見浪教育長

はい、ありがとうございます。それでは会議次第に従いまして、議事に入ります。本日は、議案が3件、報告事項が4件、その他報告事項が2件となっております。

それでは、議案第13号 藤井寺市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正についてですが、議案第14号 藤井寺市教育委員会統括参事設置規程の制定について、議案第15号 藤井寺市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正について、これらも関連した案件となりますので、まとめて説明をお願いいたします。教育総務課、説明願います。

○中村教育部次長兼教育総務課長

それでは、議案第13号から議案第15号までまとめて説明させていただきます。

まず、議案第13号 藤井寺市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について、説明させていただきます。資料1の2枚目、新旧対照表をご覧ください。

今回、文化財保護課におきまして、「統括参事」という役職を設けます。これは、文化財保護課には、「史跡調査担当」と「世界遺産担当」と二つの担当があるのですが、そのうち「史跡調査担当」において、専門的知識を持って業務にあたる課長級の役職として設置するものです。課長級としては「参事」という役職がありますが、こちらは決裁権がないため、今回設置する統括参事は「史跡調査担当」としては決裁権を持たせる必要があることから、新たに設定したものです。

このことに伴いまして、次の議案第14号 藤井寺市教育委員会統括参事設置規程の制定については、資料2の1枚目の第3条にありますとおり、史跡調査担当において、統括参事は具体的にどのような事務を担当するのか、その役割について規定しております。

さらに、関連しまして、議案第15号 藤井寺市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正については、資料3の3枚目の新旧対照表の第9条では、統括参事における決裁の順序、第14条では代決に関する事項など必要な決まり事について、規定しております。説明は以上となります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○見浪教育長

ありがとうございました。委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、議案第13号 藤井寺市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について、議案第14号 藤井寺市教育委員会統括参事設置規程の制定について、議案第15号 藤井寺市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正について、決定ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、議案第13号 藤井寺市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について、議案第14号 藤井寺市教育委員会統括参事設置規程の制定について、議案第15号 藤井寺市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正について、決定させていただきます。

続きまして、報告事項につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長として専決しておりますので、ご報告させていただきます。

まず、報告第6号 人事異動の専決処分の承認を求めることについて、教育総務課長、説明願います。

○中村教育部次長兼教育総務課長

それでは、報告第6号 人事異動の専決処分の承認を求めることについて、資料はございませんので、口頭にてご説明させていただきます。

4月1日付の市の人事異動に伴いまして、教育委員会事務局の人事異動がございました。教育委員会への転入及び転出につきましては、部長級で転出2名、転入2名、次長級で昇級1名、課長級で昇級1名および統括参事1名、課長代理級で転出3名、転入2名、チーフ級で転出1名、転入2名、係員で転出1名、転入2名となっており、結果、教育部全体としましては、1名増となっております。

内示後、4月1日まで時間がございましたので、教育長が臨時に代理し、人事異動の発令をさせていただきましたので、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○見浪教育長

ありがとうございました。委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、報告第6号 人事異動の専決処分の承認を求めることについて、承認ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、報告第6号 人事異動の専決処分の承認を求めることについて、承認とさせていただきます。

次に、報告第7号 藤井寺市青少年指導員の委嘱について、生涯学習課長、説明願います。

○辻野生涯学習課長

生涯学習課より、報告第7号 藤井寺市青少年指導員の委嘱について、ご報告させていただきます。お手元の資料4をご覧ください。

去る令和8年3月31日をもって、2年の任期が満了となりました。これを受け、令和8年4月14日に委嘱式及び総会、定例会を執り行い、安野会長をはじめ、別紙名簿の28名に委嘱したことをご報告いたします。任期は令和10年3月31日までの2か年となります。

なお、藤井寺南小学校区および藤井寺北小学校区については、現在、それぞれ1名ずつ欠員が生じています。欠員分については、解消すべく個別に調整を行っておりますので、委嘱が完了しましたら、改めてご報告させていただきます。

また、小中学校教職員5名につきましては、資料には掲載できておりませんが、現在委嘱に向けた調整を行っておりますので、5月の定例教育委員会会議にてご報告させていただきます。教職員の任期につきましては、人事異動の可能性を考慮し、令和9年3月31日までの1か年となります。以上でございます。

○見浪教育長

ありがとうございました。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、報告第7号 藤井寺市青少年指導員の委嘱について、承認してよろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、報告第7号 藤井寺市青少年指導員の委嘱について、承認とさせていただきます。

次に、報告第8号 令和8年度 一般会計予算について、教育総務課長の説明後、順次各課長から説明願います。

○中村教育部次長兼教育総務課長

それでは、報告第8号 令和8年度 一般会計予算について、報告させていただきます。資料5の1枚目の令和8年度一般会計歳出教育費予算（抜粋）をお願いいたします。左から2列目、令和8年度当初予算の列の一番下ですが、教育費の歳出予算の合計として、25億6,874万8千円となっており、右隣の令和7年度と比べますと約5億円の減少となっております。内訳については各課からご説明させていただきますので、よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

まず、教育総務課の主な予算についてですが、2枚目の「報告第8号 令和8年度一般会計予算報告 資料」をご覧ください。初めに、「項1.教育総務費」の一番上にあります「GIGAスクール運営支援センター」についてです。こちらは、新規事業となりまして、タブレットの導入が始まって5年が経過しましたが、この間、ICT環境の整備については内容がかなり専門的になっておりまして、職員の異動や退職等で担当者が変わると何もわからなくなってしまうという懸念がありましたことから、専門家の集団・組織での対応が可能な民間組織に委託をすることで、安定したICT環境整備・運営を行うための予算となっております。

続いて、上から3つ目の「学校再編検討資料作成業務委託」につきましても、学校の校舎は建築後50年以上経過するものが62%となっている状況で、校舎の寿命を80年と考えた場合、安全性の確保の観点からも今後の建替えの計画が必要な状況となっております。また、児童生徒数が減少していくと予測される中で、どの規模の施設が必要なのかも検討する必要があります。更に建て替えの費用につきましても、検討していく上では重要な要素の一つです。これらの懸念材料について専門家による客観的な分析、積算を行い、今後の検討の基礎資料作成のための委託をするものです。

続きまして、「項2.小学校費」の1つ目、「トイレ洋式化改修」につきましても、令和9年度まで予定していたトイレ改修箇所を令和8年度に前倒しして予算化できましたので、今年度で小学校の洋式化率が80%を超えることとなります。

続きまして、次の「学校水泳指導委託」につきましても、令和7年度に藤井寺小学校、道明寺南小学校の2校でコスパ藤井様での水泳指導を試行したのですが、その結果、児童、保護者、教職員からおおむね好評をいただきましたので、今年度は更に2校、藤井寺南小学校、道明寺小学校を追加しまして、合計4校での実施となります。道明寺小学校につきましても、1年生はバスでの移動となりますが、2年生以上は電車での移動となります。藤井寺南小学校につきましても、5、6年生が2学期早々の時期に徒歩での移動となり、4年生以下は3学期の寒い時期になり

ますけれども、バスでの移動とコスパ施設内では暖房も効いており温水プールとなりますので、快適な環境で指導を受ける事が出来ると思われまます。

最後に、「就学援助等」につきましては、小中ともに減額となっておりますが、こちらは対象者が減ったことが理由ではなく、給食費に係る部分について、小学校は国による抜本的負担軽減のための補助金があることと、中学校はたまたま3年生が少ない年となっており、修学旅行費に対する補助が減ることによる減額となっております。教育総務課からは以上となります。引き続きまして、田中学校教育課長、お願いいたします。

○田中学校教育課長

次に、学校教育課の主な予算につきまして、ご説明させていただきます。資料5の最後に添付しております、「主たる各課の予算内容」に記載のものについては、継続的に要求しており、特に増減の多かった項目はございませんが、一番下の「学校給食」に関しまして、2枚目の「報告第8号 令和8年度一般会計予算報告 資料」をご覧ください。「項1.教育総務費」の「目4.学校給食費」のところで、「学校給食負担金（値上げ等分）」と「学校給食負担金（抜本的軽減）」とありますが、まず上段の「学校給食負担金（値上げ等分）」につきまして、令和7年度は小学校で月額400円、中学校で月額450円の値上げ分の助成分を行い、学校給食費の保護者負担を実質据置きとしたものですが、令和8年度は、小学校の学校給食費における国の上限額を超える部分を助成することで実質無償化に、中学校については令和6年度及び令和8年度の改定分である月額1,210円に対して助成を行い、保護者負担額を据え置くために計上した予算となります。

下段の「学校給食負担金（抜本的軽減）」につきましては、国による子育て支援策として学校給食費の抜本的な負担軽減、いわゆる給食無償化における月額5,200円を上限とした助成にかかる予算として、新たに計上したものとなります。以上となります。

○辻野生涯学習課長

生涯学習課の予算につきまして、ご説明させていただきます。資料5の2枚目、「報告第8号 令和8年度一般会計予算報告 資料」の裏面をご覧ください。「項5.社会教育費」につきまして、今年度の生涯学習課に関連する予算額は9,469万5千円となり、昨年度比較で564万4千円の増額となりました。

それでは、個々の費目について、ご説明させていただきます。「1.社会教育総務費」の大半を占めます人件費4,138万8千円ですが、昨年度予算額との比較としまして、252万1千円の減額となっております。その主な要因としましては、人事異動による構成職員の変更によるものです。

次に、「2.公民館費」の大半を占めます、文化教室、各種公民館講座等の講師謝礼14万円ですが、昨年度予算額と同額となっております。

続きまして、「3.青少年総合対策費」をご覧ください。予算の主な内容としましては、青少年育成推進事業、放課後子ども教室推進事業、放課後児童会にかかる経費、そして今年度より新規で事業開始することになりました放課後校庭開放事業などに関するものとなります。大幅な変更としまして、放課後児童会関連費用の手数料208万7千円があり、昨年度予算額と比較し132万円の増額となっております。

す。この増の要因としましては、今年度放課後児童会に医療的なケアを必要とする児童が登会することとなり、こちらに対応する看護師の派遣費用が追加されたためです。

続きまして、「川北地区児童送迎用バス運行业務委託料」の558万3千円ですが、昨年度比較で255万1千円の増額となります。内容としましては、川北地区から道明寺小学校の放課後児童会に登会する児童のためのバス委託料になります。増額の要因としましては、昨年度5年間の長期継続契約が終了し、新たに長期継続契約を締結するため入札を行ったところ、物価高騰の影響を受け大幅な増額となったものです。

続きまして、「放課後児童会システム改修業務委託料」ですが、今年度は必要がないことから332万6千円の減額となっております。備品購入費については昨年度比較で5万2千円の増額となります。

最後に、「目4.生涯学習センター費」の大半を占めます、人件費3,175万7千円ですが、昨年度と比較しまして680万5千円の増額となっております。その主な要因としましては、人事異動による構成職員の変更によるものです。以上となります。

○松田文化財保護課長

文化財保護課の予算につきまして、ご説明させていただきます。資料5の2枚目、「報告第8号 令和8年度一般会計予算報告 資料」の裏面の「項5.社会教育費」「5.文化財保護費」をご覧ください。なお、最後に添付しております、「主たる各課の予算内容」も併せてご覧ください。

まず、「文化財保護施設管理費」の2,323万3千円ですが、こちらは主たる各課の予算の1つ目にあります「史跡城山古墳ガイダンス棟施設管理業務」を含めました、遺物収蔵庫等の文化財関連施設の管理費用でございます。令和7年度から大きく増加しております要因は、藤井寺小学校横にございます旧文化財整理室の除却工事費用約1,700万円をこちらに含んでいるためになります。

次に、主たる各課の予算の上から3つ目にあります「文化財用地除草・清掃業務」の2,500万円ですが、こちらは史跡古市古墳群及び史跡国府遺跡の保全に係る除草・清掃業務の費用でございます。昨年度、入札不調により業務開始時期が遅れましたことから、今年度は燃料費の高騰などを踏まえた費用を見込み、予算化しております。

続きまして、下から3つ目の「世界遺産関連事業」の545万2千円ですが、こちらは世界遺産の保全及び普及啓発を目的とした事業にかかる経費であり、大阪府、堺市、羽曳野市及び本市で構成する百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議の負担金347万4千円が主たる費用でございますが、今年度は市制施行60周年を迎える年でありますことから、その関連事業としてデザインマンホールの設置費用につきましても、こちらの予算に含んでおります。

続きまして、下から2つ目の「史跡買い上げ事業」ですが、事業費は1億6,013万9千円で、経費の80%の国庫補助金を得て事業を実施いたします。買い上げ対象地は、史跡国府遺跡の私有地約580㎡を予定しております。なお、令和7年度の史跡買い上げ事業が所有者都合により実施できなかったことから予算を繰り越し、併せて今年度を実施する予定としております。以上でございます。

○國頭図書館長

図書館の予算につきまして、ご説明させていただきます。資料5の2枚目、「報告第8号 令和8年度一般会計予算報告 資料」の裏面の「項5.社会教育費」「6.図書館費」をご覧ください。なお、「主たる各課の予算内容」も併せてご覧ください。

まず、令和8年度の図書館費は1億255万円でございます。主なものとしては、例年の学校図書館連携を含めた蔵書管理電算システムの利用料および保守料のほか、図書館資料の充実として、子どもの読書推進のための児童書の充実や古代史料を含む図書購入費を、ボランティア育成のための講座に係る講師謝礼等を計上しております。

また、新規事業としまして、「市立図書館照明LED化工事」として814万円、ブックスタート事業として28万円を計上しております。ブックスタート事業につきましては、赤ちゃんと保護者が絵本を通じて楽しい時間を分かち合えるよう、赤ちゃん向けの絵本をプレゼントし、読み聞かせを行うものとなります。保健センターで実施される4か月児健康診査時に実施する予定としております。

なお、昨年度予算と図書館費を比較いたしますと、9,490万2千円の減額となっております。その主な要因としましては、昨年度計上しております耐震補強工事に伴う費用がなくなったことによる減額となります。以上でございます。

○八木スポーツ振興課長

スポーツ振興課の予算につきまして、ご説明させていただきます。資料5の2枚目、「報告第8号 令和8年度一般会計予算報告 資料」の裏面の「項6.保健体育費」をご覧ください。

まず、「目1.保健体育総務費」の8,569万1千円につきましては、屋外体育施設総合管理業務や、草刈り及び植木剪定などの委託料のほか、年間を通じて実施する各種スポーツ振興事業の実施に要する経費でございます。今年度は大和川河川敷西運動広場廃止に伴い、当該運動広場の現状復旧に要する経費として、940万5千円を計上しております。

また、「はびふじRUNフェスタ事業負担金」としまして、129万5千円を計上しております。こちらは藤井寺市と羽曳野市との合同マラソン大会実施に係る負担金となっており、本年12月に石川河川敷サイクルロードでの実施を予定しております。

次に、「目2.市民総合体育館費」の1億4,501万4千円につきましては、主に市民総合体育館建物総合管理業務やプール管理業務に要する経費でございます。昨年度予算と比較いたしまして、7億7,352万2千円の減額となっておりますが、こちらは令和7年度に市民総合体育館耐震補強等工事に要する経費を計上していたことによるもので、令和8年度にはこの予算がなくなったことによるものです。

逆に、光熱水費が770万2千円から2,000万円に増額となっております。こちらは今回の耐震補強工事の際に、体育館メインアリーナに空調設備を設置したことにより、電気代やガス代の大幅増を見込んだことによるものでございます。さらに、令和7年度は中止しておりました市民プールを開設することによる、プール管理委託料を計上しております。その他修繕料といたしまして、体育館火災報知警報盤本体の入れ替えや、屋内体育施設のLED照明化に要する経費といたしまして、6,780万7千円を計上しております。以上でございます。

○近山こども施設課長

それでは、こども未来部関係である「項4 幼稚園費」「目1 幼稚園費」について、ご説明させていただきます。資料5の1枚目の令和8年度一般会計歳出教育費予算（抜粋）の中段あたりにございます幼稚園費ですが、令和8年度当初予算額が4億9,283万6千円となっており、令和7年度当初予算と比較いたしますと、3,895万4千円の増額となっております。こども施設課の主な業務としましては、「市立保育所、認定こども園、幼稚園の施設整備及び維持管理に関する事務」、「教育、保育の指導助言及び研修に関する事務」となります。

予算の内容としましては、2枚目、「報告第8号 令和8年度一般会計予算報告資料」の裏面にあります「項4.幼稚園費」をご覧ください。こちらにはこども施設課として大きな増減はございませんでしたので記載はありませんが、子どもたちが安心して日々を過ごし、健やかに成長していけるよう、安全で快適な教育・保育環境の提供のため、幼稚園医にかかる報酬費、園外保育等で必要となる経費、公立幼稚園での活動に要する消耗品や原材料費、施設や設備の維持管理に係る修繕料、手数料、委託料等を計上しております。また、市内の幼児教育保育の充実をめざし、幼稚園教諭の研修にかかる講師謝礼及び負担金や、スクールフレンド活用事業費等を計上しております。

○白形こども育成課長

続きまして、こども育成課の予算につきまして、ご説明させていただきます。主な業務としましては、「保育所、幼稚園、認定こども園等の入所に関する事」、「教育・保育給付・乳児等支援給付等に関する事」、また「児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、ひとり親家庭等に対する支援に関する事」となります。

予算の内容としましては、こども施設課と同じく、2枚目、「報告第8号 令和8年度一般会計予算報告 資料」の裏面にあります「項4.幼稚園費」をご覧ください。2行目の「教育・保育給付費」につきましては、子ども・子育て支援制度における幼稚園や認定こども園の運営費に対する給付費となりますが、その増額の主な要因は、単価が人件費等の引き上げにより増額となったことによるものでございます。これ以外の予算につきましては、大きな増減はございませんでしたので記載はしてありませんが、卒園・修了証書作成等のための消耗品費、印刷製本費、また、日用品・文房具等の購入に要する費用等の実費徴収に係る補足給付補助金を計上しております。以上でございます。

○見浪教育長

ありがとうございました。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。

○足立委員

「学校再編検討資料作成業務委託」についてですが、具体的にどのあたりを再編するのかといった具体的なことをもう既にお考えなのか、それとも藤井寺市全体として、どう考えていくのかというところを検討するという意味合いなのか、どのような内容なのか教えていただきたいです。

○中村教育部次長兼教育総務課長

今の時点で具体的なことは決まっていなくても、今後の方向性として、藤井寺市全域に関して、各学校については建て替えをしていかなければいけないというところがあります。ただ、人口が減っていく予測もありますので、どの規模の学校がいいのか、もしかしたら校舎の全部や一部を壊すだけでいいかも分からないといったところで、可能性や整備手法の1つとして統合ということも考えられますけれども、今回は具体的にどこどこをどうするといったところまでは、はっきりとは出てこないかなとは思っております。

○足立委員

以前に藤井寺西小学校と藤井寺南小学校が統合するという話があって、そちらがどこまで具体的な話として進んでいたのかは分かっていないのですけれども、その辺りも一旦白紙の状態にして検討をし直すということですか。

○中村教育部次長兼教育総務課長

その件について申しますと、平成25年に一旦統合の方針というものが出ております。当時、藤井寺中学校の建て替えという話もありまして、藤井寺西小学校と藤井寺南小学校の統合となると両方とも多額の費用がかかるというところで、財政的な事情で一旦藤井寺西小学校と藤井寺南小学校の統合につきましては凍結という形になっておりますが、今回白紙ということではなく、そのことも資料作成の検討材料の1つとして考えております。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。

○富山委員

図書館と体育館の耐震補強工事が終わって、9億5,000万円ほど減額となると思うのですが、実際は5億円ほどの減額となっているということは、その差額は何かしらの費用が増額となっているということですか。

○見浪教育長

差額の理由としましては、学校給食費における小学校の無償化分につきまして、国と府が2分の1を補助することとなっておりますが、ただ、市がそちらを特定財源として受けて、市が支出する形となっておりますので、市の歳出予算としましては約1億6,000万円の増額となっていることも一因となっております。

○富山委員

教育費は市の歳出予算全体で見ますと1割に満たないようですが、子どもたちの未来に関わることでありますので、よろしく願いいたします。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、報告第8号 令和8年度 一般会計予算について、承認してよろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、報告第8号 令和8年度 一般会計予算について、承認とさせていただきます。

次に、報告第9号 教育委員会の後援名義等使用について、教育総務課長、説明願います。

○中村教育部次長兼教育総務課長

それでは、報告第9号 教育委員会の後援名義等使用について、ご説明させていただきます。

今回の報告につきましては、令和8年3月分の使用承認で専決処理をしたものでございます。内容につきましては、資料6の2件でございます。

以上、藤井寺市教育員会後援名義等使用承認事務取扱要綱第3条第2項に基づき、報告させていただきます。以上でございます。

○見浪教育長

ありがとうございました。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、報告第9号 教育委員会の後援名義等使用について、承認してよろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、報告第9号 教育委員会の後援名義等使用について、承認ということにさせていただきます。

続きまして、その他報告事項が2件ございます。まず、藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画(後期計画)に基づく第一次実施計画について、こども施設課長、説明願います。

○近山こども施設課長

それでは、藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画(後期計画)に基づく第一次実施計画について、ご説明させていただきます。

本計画は、市民病院跡地の活用検討を踏まえ、周辺の市立幼稚園・保育所の再編と、新たな認定こども園の整備について、方向性を取りまとめたものとなります。それでは、計画の内容について順を追って、ご説明申し上げます。まず、1ページをご覧ください。本計画の趣旨となりますが、本市では少子化や核家族化が進む中、待機児童の解消と質の高い教育・保育の提供という課題に対応するため、市立幼稚園・保育所の再編を計画的に進めてまいりました。令和7年3月に「藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画(後期計画)」を策定し、地域性や施設の老朽化状況等を踏まえながら、段階的に幼保連携型認定こども園へ移行する方針を決定しております。

その後、令和6年度から進めております市立藤井寺市民病院跡地活用の検討において、後期計画の内容を踏まえ、保育機能が複合施設の中心機能の一つとして候補に挙がりました。こうした経緯から、本計画は、病院跡地活用を見据えた周辺の保育所・幼稚園の移転の可能性と、認定こども園の運営形態等をまとめた、後期計画に基づく第一次実施計画として策定するものでございます。

次に、計画の位置付けになります。本計画は、市の最上位計画である第六次藤井寺市総合計画に基づき、重点施策として掲げられている「待機児童の解消と質の高い教育・保育環境の実現」を具体化するものです。また、第三期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画と整合を図りながら策定した後期計画を具現化するものでもあります。

さらに、公共施設の集約化・複合化・用途転換という方針に基づき、病院跡地という貴重な公共用地を有効に活用しながら、施設の老朽化対策、効率的な施設配置、持続可能な行財政運営を目指す計画でもあります。なお、本計画の内容は、今後策定されます病院跡地活用の基本的な方向性を定める基本構想に反映される予定です。

次に、2ページをご覧ください。本計画では、次の4点を主な対象としております。1点目は「病院跡地を活用した認定こども園の整備」、2点目が「再編対象とする公立幼稚園・保育所の整理」、3点目が「再編後の認定こども園の運営形態の検討」、そして4点目が「再編対象施設の跡地の取扱い」となっております。

続いて、計画期間についてですが、本計画における認定こども園は病院跡地の複合施設内の機能の一つとして導入する想定であるため、複合施設の整備完了までが計画期間となります。具体的なスケジュールは現在策定中の基本構想で示す予定ですが、各種調査、既存施設の解体、設計・工事などの工程を経る必要があり、供用開始までには相当程度の年数を要する見込みとなっております。

続いて、3ページをご覧ください。第2章としまして、ここでは病院跡地活用における認定こども園の整備に関して、基本的な考え方を整理しております。

まず、病院跡地活用検討の状況ですが、令和6年3月31日に廃院となった市立藤井寺市民病院の跡地は、本市が保有する数少ない大規模な市有地であり、立地条件・敷地規模の両面から、市全体の施策と整合した計画的な活用が求められています。跡地活用の検討にあたっては、本市の課題整理、市民・団体ニーズの把握、外部委員会である藤井寺市病院跡地活用検討委員会における議論を踏まえ、基本方針と機能候補が取りまとめられました。主な市民ニーズとしては、二回の市民アンケートや市民ワークショップにおいて、子育て支援機能・防災機能・医療機能・高齢者福祉機能などへの要望が上位に挙がりました。これらを踏まえ、導入を予定している機能として「保育機能」「子ども・子育て支援機能」「多世代交流機能」「健康保健・健康増進機能」「防災拠点機能」が整理されるとともに、民間から提案を求める機能としても保育関連機能等が候補に挙がっております。また、民間事業者へのサウンディング調査では、保育機能への参入意向が確認されております。

続いて、5ページになりますが、後期計画の考え方を改めて記載しております。後期計画では、市立幼稚園・保育所を幼保連携型認定こども園へ移行を進め、施設の老朽化状況等を考慮して再編を進めることとしました。また、再編後の認定こども園の定員は概ね道明寺こども園の定員を超えない規模とすること等を基本的な方向性としております。その上で、現在の市立幼稚園3園、市立保育所5園、市立認定こども園1園を、市立幼保連携型認定こども園3園以内に再編することを目指す

こととなっております。

また、設置検討にあたっての基本的な視点といたしましては、病院跡地への保育機能導入の検討にあたって、「病院跡地活用の視点」と「後期計画による再編の視点」の両方の視点を踏まえて、病院跡地に適した認定こども園のあり方を検討するものとしております。

続いて、6ページをご覧ください。第3章としまして、ここから具体的な検討に入ります。まず、再編対象施設の検討となります。「3-1. 市内施設一覧（幼稚園・保育所等）及び病院跡地の位置」では、市内の保育施設等の位置を地図で示したもので、右下の星印で病院跡地の位置を示しています。

続いて、7ページをご覧ください。「3-2. 再編対象施設検討の基本的な考え方」としまして、病院跡地に最も近い第4保育所と道明寺南幼稚園をベースとしつつ、第5保育所も含めた3施設について、施設の老朽化状況、公立施設集約による運営持続可能性、未就学人口の中長期的な減少を見据えた施設規模の適正化の観点から、再編の実現可能性を検討いたします。

次に、「3-3. 第5保育所のこれまでの経緯」ですが、第5保育所につきましては、耐震化への早急な対応が必要であったことから、「幼稚園・保育所のあり方検討」から一時切り離し、耐震補強・機能移転・現地建替などを検討しましたが、いずれの方法も効果的な課題解決につながらず、当面の対応として耐震シェルターを設置した経緯がございました。その後、後期計画の策定にあたり、第5保育所のみを切り離して検討するよりも、他施設とあわせて検討することが早期の再編実施に繋がると判断し、後期計画の対象施設に含めることとしました。

次に、「3-4. 各施設の状況」ですが、次の8ページにかけて各施設のデータを掲載しております。再編対象として検討している3施設は、いずれも概ね築50年が経過しており、大規模改修の検討が必要な状況にあること等が分かります。

次に、「3-5. 園児数の推移」ですが、道明寺南幼稚園についてはこの10年間で大幅に減少しており、第4保育所、第5保育所については、増減を繰り返しながらも10年間でゆるやかな減少傾向にあります。

次に、「3-6. 維持保全（修繕）の状況」ですが、いずれの施設も老朽化が進んでおり、部分的な修繕を繰り返しながら維持管理している状況です。今後も継続的な修繕費用の発生が見込まれます。

9ページに進んで、第3章のまとめとなります。ここまでの状況を総合的に勘案し、施設の老朽状況や園児数の減少等、効率的かつ持続可能な運営といった観点から、本計画では道明寺南幼稚園・第4保育所に加えて、第5保育所も含めた3施設を再編対象とすることと方向づけております。

続いて、10ページをご覧ください。第4章としまして、「再編後の認定こども園の運営形態の検討」になります。そこで、運営形態を検討するにあたって、次ページにわたり、前提となる条件や想定されるパターン等を記載しています。病院跡地活用の検討において実施された市民アンケートや市民ワークショップ、サウンディング調査の結果、いずれにおいても民間活力の導入が上位に挙げたことを踏まえ、再編後の認定こども園の運営形態として、公営から民営まであらゆる選択肢を検討いたしました。なお、整備費の比較に影響することから、複合施設の建物の躯体は市が整備することを前提として、内装工事の担い手と設置主体の組み合わせから、6つのパターンを想定しています。

続いて、11ページをご覧ください。「4-2. 認定こども園の定員・建物規模の想定」といたしまして、事業費比較を行うにあたり、あくまで仮にですが、定員は再編対象3施設の在籍人数と同程度の150人、建物規模は面積基準等から1,500㎡と想定します。実際の再編に際しては、今後の動向を十分注視した上で検討することとしております。

次に、「4-3. 整備事業費の比較」ですが、整備費の概算は直近の民間保育施設等の建築費単価等を調べ、平米単価を60万円として積算し、約9億円と見込んでおります。市の財政負担軽減のため、可能な限り交付金や補助金といった特定財源の積極的な活用を検討しており、11ページ下部において、「特定財源の想定」として記載させていただいております。12ページは整備事業費の具体的な比較になりますけれども、内装を「市」で行うか「民」で行うかの2パターンに集約され、比較した結果、整備事業費の観点では、躯体工事は市が実施し、内装工事は民間法人が実施する方が市負担は少なく、優位性があるという結果になっております。

続いて、13ページでは運営事業費を比較しております。運営事業費につきましては、市が直営する場合、公立として指定管理者が運営する場合、民間園（公私連携型含む）として運営する場合の3パターンで比較をしております。比較の結果としまして、運営事業費の観点では、公私連携型を含む民間園として運営する方式が市負担額について最も少なく、優位性があるという結果になっております。

そして、14ページで経費面について一旦まとめておりますが、ここでは躯体工事は市が実施し、内装工事は民間法人が実施、かつ民間法人が運営する方法、この表で言いますとパターン⑤または⑥が、市の財政負担は最も少なく、優位性があることになっております。

続いて、次の15ページからは、運営内容による検討となっております。経費の比較では民間法人による運営に優位性があることがわかりましたが、保育施設の運営にあたっては、教育・保育機能の充実と市内の子育て環境を向上できることが重要となります。そのため、公営、民営それぞれのメリット・デメリットや、各運営形態の特性を踏まえた総合的な検討を行い、まずは各運営形態別による一般的なメリット、デメリットを表にまとめました。その結果、やはりいずれのパターンもメリット、デメリットがあるため、この病院跡地の複合施設におけるこども園の運営形態を検討する上では、「公立保育施設に求められる役割」を民間法人でどのようにして担うことができるのかを検討する必要があると考えました。

次の16ページでは、本市として考える「公立保育施設に求められる役割」を次の5つに整理しました。「①国の指針に基づく幼児教育・保育の先導的実践」「②保育ニーズに対応した保育利用調整機能」「③幼児教育と小学校教育の連続性の推進」「④災害時の応急保育の役割」「⑤配慮や支援が必要な子どもの受け皿」、いわゆるセーフティネットの役割の5つとしております。これらについては、いずれの役割においても民間保育施設が機能的に実施できないものはありませんが、公益性が高かったり採算性が必ずしも一致しなかったり、市域全体で調整を要する等の観点から、公立保育施設が果たす役割は大きいと考えました。

ただし、①～④の役割については、公営・民営にかかわらず市が先導役となることで市域全体での調整が可能であり、今回の病院跡地における認定こども園限って言えば、その役割に影響を与えるものではないと考えました。しかし、⑤の役割については、公立と民間で配慮が必要な子どもの受入状況に現状で差があることから、

民間法人による対応の可能性を十分考慮する必要があります。民間保育施設の運営はその法人の方針に委ねられるため、市が継続的に運営面に関わることのできる仕組みが有効となると考えました。なお、重度の障害を持つ子どもや、医療的ケア児の受入れについては、民間保育施設にも役割を担ってもらいつつ、公立保育施設において引き続きセーフティネットの役割を担う必要があります。

続いて17ページですが、市が継続的に運営面に関わることのできる仕組みとして、「公私連携幼保連携型認定こども園制度」の説明となっております。この制度は、法律にも規定された幼保連携型認定こども園の運営方式の1つで、市と公私連携法人が協定書を締結し、提供すべき教育・保育の内容について市が一定の担保を行うことができるものです。万が一、違反が発覚した場合の是正勧告・指定取消などの指導監督も可能となります。

さらに次のページでは、病院跡地の複合施設という特徴について記載しております。この病院跡地は複合施設として整備されることから、その特徴を活かすことで、多世代交流機能・子育て支援機能・防災拠点機能等との連携による新たな教育・保育サービスの充実が期待できると考えられます。民間事業者のサウンディング調査でも、仮に保育施設が民間法人の運営となった場合、障害児支援機能等の付加機能の導入も可能であるとの回答結果を得ております。

続いて、19ページをご覧ください。第4章のまとめとなっております。ここまでの検討結果としまして、運営形態ごとの事業費・運営内容の比較検討に加え、複合施設であるという特徴を踏まえた結果、病院跡地の認定こども園の運営形態については、経費面において移行による経費縮減が期待できる民設民営とし、運営面において教育・保育の内容について市が一定の担保を行うことが可能となる「公私連携型」で運営することが適当と考えました。なお、「重度の障害を持つ子どもや医療的ケア児の受入れといった公立保育施設に求められる役割を将来にわたって安定的に実施するため、引き続き公立保育施設の老朽化対策や保育環境整備等の充実に努めます。」とも記載させていただいております。

続いて、20ページでは第5章としまして、再編対象施設となる道明寺南幼稚園、第4保育所、第5保育所の跡地活用についての方向性を示しております。まず道明寺南幼稚園については、病院跡地の複合施設に隣接することから、一体的に活用することが可能です。複合施設における駐車場の必要台数等を勘案し、敷地内だけで必要台数の確保が困難な場合は、道明寺南幼稚園を駐車場として活用することも有効と考えております。

ただし、公道を横断することになるため、施設利用者のみならず道明寺南小学校の児童の安全確保について、今後十分な検討が必要としております。第4保育所については、市全体として行政需要がない場合、売却等も含めた民間活用の検討が望ましいと考えております。第5保育所については、その立地が将来的に史跡として追加指定される可能性があることから、関係課と引き続き協議しながら活用方法を検討することが望ましいと考えております。

続いて、21ページにおいて今後の進め方について記載しております。本実施計画は病院跡地活用検討の一項目として進められていることから、病院跡地活用検討の具体的な進捗に沿う形で事業を進めてまいります。

また、後期計画の対象施設のうち、本実施計画での再編対象施設を除く市立教育・保育施設については、引き続き施設の老朽化状況等や公立に求められる役割を考慮

しながら、バランスをとりつつ再編を進めてまいります。想定されるスケジュールですけれども、現在策定中の病院跡地活用における基本構想で大まかなスケジュールは示される予定であり、具体的な整備スケジュールは、今後の病院跡地活用の検討状況や各種調査の結果に応じて明らかにされていく予定となっています。なお、一般的な施設整備のスケジュールに沿いますと、新設認定こども園の開園をN年度とした場合、おおよそ6年前から各種調査・設計・工事が始まり、開園の前年度に道明寺南幼稚園、第4保育所、第5保育所が閉園するスケジュールが想定されます。

また、令和8年度に再編対象施設に入所した園児への配慮を優先しつつ、道明寺南幼稚園においては、入園児数が過度に少なくなる状況が続く場合、集団教育の効果に支障が出ないように、園児募集の停止や休園とする場合も想定されますが、在園児への影響には十分配慮した対応を検討してまいります。

最後に、22ページ以降につきましては、ボリュームのあるものでございますので説明そのものは割愛させていただくのですが、参考資料として4つの資料を添付させていただいております。まずは、「藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画（後期計画）」、次に「藤井寺市病院跡地における市立幼稚園・保育所のあり方検討について」ということで、昨年8月に藤井寺市公共施設等管理・活用推進本部から庁内の検討組織である部会や分科会の方へ出た指示についての通知文書を添付させていただいております。あと、「第3期子ども・子育て支援事業計画」については抜粋といたしまして、就学前人口の推移と、計画期間が令和7年度から令和11年度にはなりますけれども、量の見込みと確保方策について抜粋として添付させていただいており、最後にこの病院跡地活用において、先に行われましたヒアリング調査における実施結果報告について、添付させていただいております。以上、藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画（後期計画）に基づく第一次実施計画の説明とさせていただきます。

○見浪教育長

ありがとうございました。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。

○原委員

少子化の影響でしょうか、市立幼稚園、特に道明寺南幼稚園は今年の入園者が少なく、年長さんといっしょに保育をしていくと、出席させていただいた入園式でお聞きしたのですけれども、それについてはいい面もあれば、どうなのだろうという面もあるのかなと思いますし、人数が少ない分、先生方もいろいろと工夫する必要もあり大変だと思います。今説明いただいたお話でも、市の負担が少ないパターンでいけばいいとは思いますが、道明寺においても新しい保育園が開園されましたけれども、それぞれの特色を出していかないと子どもも集まらないと思います。

子どもを預ける親としては、働いていると子どもたちになかなか習い事をさせられないので、こども園等で例えば英語教育といったこともやっていただけたらすごく助かると思いますし、そういったことが充実している園を選ばれる保護者が増えていると思います。ですので、せっかく病院跡地にこども園ができることとなった場合でも、他と比べて特色を出していかないと、病院跡地ということで土壤汚染についてや道が狭いといったことから悩まれる方もいらっしゃると思いますので、そ

の辺りをしっかりと詰めていっていただきたいと思います。

○近山こども施設課長

こちらの病院跡地におきましては、こども園だけではなく複合施設として整備をしていくこととなりますが、21ページのスケジュールのところでは、調査については、おそらくN-4年度からN-3年度の解体工事あたりでいわゆる土壌調査、地盤調査、埋蔵文化財に関する調査は行われますので、それぞれの結果に応じて適切な対応をしながら進めていくものと考えております。

また、民営でということではございますが、公私連携型という仕組みを活用させていただくにあたりまして、これまで本市において大切にしてきた幼児教育保育の部分のしっかりと担えるような法人を選んでいくところに注視しながら、今回協定というものを結ぶ形となりますので、条件であるとか、その内容というところは引き続きしっかりと検討していきたいと考えております。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。

○富山委員

19ページの四角で囲っている部分に、経費面は「民設民営」で、運営面においては「公私連携型」と書かれていますが、私としてはすごく腑に落ちて、きちんとまとめていらっしゃるなと思いました。やはり前提条件として、子どもがいる親が藤井寺で子育てをしたいとまずは思っていたかないと、どれだけ器を用意しても人が集まらなかったら将来的には発展していかないので、その辺りについては今回はあくまでも跡地をどう使ってどうするのかということなので部署が違うかもしれませんが、あえてお聞きしたいのですけれども、どうやったら私立との差別化そういうところとか、子どもさんがいるご家庭に希望を感じてもらえるような何か方向性みたいなものはないのかなと少し思いました。計画としてみますと、何かしら不具合を感じるようなことはありませんでしたが、その前にどういうことを掲げて、そこへ持っていくのかというところのビジョンやキーワードが欲しいなと思います。

○近山こども施設課長

今ここでピタッとはまるキーワードをお伝えできるかということについては、少し難しい部分があるのですが、藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画（後期計画）とこの第一次実施計画の中で、今後のこの就学前の保育施設、教育施設というところをどういうふうにするかという部分は、いろいろ悩みながら作っていたところがございます。先ほどもお話がありましたが、この4月から新たに保育園が1園開園になり、これで民間保育施設は10施設となりまして、現状、公立の保育施設よりも多い形になってきております。今後公立については3園以内を目指していきますので、数の部分もそうですし、やはり役割分担というところが重要になってくるのかなと考えております。民間につきましては、特色立てていろいろと形作っていかれるのですけれども、藤井寺市の子どもたちをいかに育てていくかという部分については、共通の認識や目標を意識していくために、子ども施設課の中に幼児教育保育室という担当がございまして、そこでは公立の先生方に対しての研修等

も行っているのですけれども、今後民間との連携というところで民間の先生方を巻き込みながら研修を行っていきたいと考えておりますし、その辺りも注力しながら進めていきたいなと思っております。

○富山委員

その辺りは一番大切な部分ではないのかなと思いますので、そういうところに私たちが参加といいますか、見学なりをさせていただくことはできるのですか。

○近山こども施設課長

また情報共有等はさせていただきたいと思います。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。

○永井委員

本当に詳しく説明いただき、ありがとうございました。私からは3点お伺いいたします。まず1点目について、1ページの初めに「待機児童解消への対応」と書かれていますが、もう既に待機児童はほとんどいらっしやらないのではないかなと思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

○近山こども施設課長

待機児童に関しましては、昨年度で言いますと24名おられました。そのため、待機児童の解消というところを目指して、先ほど申し上げた新しい保育園を公募いたしまして、ちょうどこの4月に開園されたので、まだ最終の確定の数字ではございませんが、令和8年度における待機児童は大幅に減少するという見込みで進めさせていただいております。

○永井委員

そうしますと、この計画にはむしろ「質の高い教育や保育の環境の実現」というように書いた方が、もっとインパクトがあるのかなと思いました。

次に2点目ですが、今回のように民間企業に委託して運営するということはすごくいいことであるとは思いました。おそらく全国でもこういった方法で運営されているところがあると思いますので、どこかモデルケースといいますか、参考にして進めていくということも一つの手だと思うのですけれども、その点について、調査やリサーチをされているのでしょうか。

○近山こども施設課長

おっしゃっていただいている他市での事例については、ヒアリング調査させていただいております。この公私連携型につきましては、平成28年度に国から正式に通達が出ましてそちらも活用するようということで、単なる民営化ということではなく、この形を活用しておられる自治体は多数ございます。近いところで見ますと、大阪府内では、交野市さんが移行した後に検証の報告書まで上げておられていましたので参考にさせていただいたり、あとは電話にはなりますけれども他の自治

体の担当者の方にヒアリングをさせていただいて、メリットや実際のところどうかというところについて聞かせていただきながら進めさせていただいております。

なお、近隣ではこれからの話になりますけれども、羽曳野市さんが公私連携型を活用して整備をされていくということを聞いております。各自治体とも当時の担当者が異動されていたりして、その時の状況が詳しくわからないこともあるようですが、概ね大きな問題があったというようなことは聞いてはおりませんし、どちらの自治体においても民間法人との協定を基に連携しながら進めているという回答をいただいております。

○永井委員

もちろん失敗については検討して改善していくことが大切なのですが、やはり成功例を見て、それを取り込んでいくというのがすごく大切だと思います。

最後に、3点目ですが、私は今大学で公衆衛生学を教えていて、人口が減っていくということは如実にわかっているのですが、今回の場合は150人という定員で、検討はするとは書いてありますけれども、果たしてきちんと見込めているのかなと、少し疑問に思います。先ほど富山委員もおっしゃっておられたのですが、作った方がいいが人は来ないとなってしまうことが一番怖いなと思っています。せっかく何億というお金をかけても、子どもがいませんということになってはいけませんので、もう少しどういうように市がなっていくのかということについて、コンサルを入れて検討される方がいいのかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○近山こども施設課長

人口推移につきましては、やはり注視する必要があると考えておりますが、今回は特に整備費の比較のために、施設規模を考える必要がありましたので仮置きをしておりますけれども、この辺りについては、現在の第三期子ども・子育て支援事業計画において人口の推移と、保育施設等に関しては量の見込みと確保方策について、令和7年度から令和11年度までの計画期間で作らせていただいております。そちらに関しては、この認定こども園の整備が少し時期的にずれたりする可能性はございますので、子ども・子育て支援事業計画の第4期においてはしっかりとその辺りを精査しながら、整合がとれる施設規模というところを考えていく必要があると考えております。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。

○足立委員

他の委員の方々がおっしゃっていただいたことは、ごもつともだなと思いますし、ぜひその辺りのことも含めて、ご検討いただきたいとは思っておりますけれども、私の仕事といいますか専門分野といいますか、その観点から複合施設というところに関して、少し気になることがあります。

少子化ということが大きな問題になっていて、先ほどもお話がありましたけど、作った方がいいけれども人が集まらないということになるのが一番もったいないなという思いを持っている中で、複合施設と一言で言うものの、何の施設がまず中心と

なっていくのかというところが、複合施設をまとめる上ではおそらく一番のポイントになってくるのではないかなと思っています。こども園が中心になる複合施設なのか、それとも他の文化施設なのかというところを整理していく中で、どういう複合施設がいいのかというところをきちんと検討していく必要が出てくるとは思うのですが、4ページに参考と書いてありますサウンディング調査結果概要において、なぜこの機能がないのかなと個人的に思うものが一つありまして、集合住宅という機能がなぜ挙がっていないのかなと疑問に思っています。集合住宅を作れば、人が来ると思いますし、まずは人を呼び込む器を作る必要があるのではないかなと思っただけで、人がたくさんいるからこそ、いろんな施設を作ってそれが機能しだすというような流れだと思います。こども園をポイントにするのであれば、「子育て世代を呼び込むための集合住宅をつくる。そうすることで、同じ建物の中にこども園があれば、安心して子供を預けたり、通わすことができる。」という流れになるような気もするのです。

そうすれば付加価値があるといえますか、魅力的な施設に繋がるのではないかなと思うのですけれども、今ここに挙がっている機能といえますと、この地域に今なくて、あった方がいいものばかりである気がしていて、本当に将来のところを考えて、最優先すべきことなのかなと疑問に思っています。こども園を作るということは全然反対ではありませんし、既存の保育園や幼稚園が古くなってきていて、子どもが減っているのですから、再編はもちろんこのご時世においては必要であると思うのですけれども、どんな魅力付けをするのか、付加価値を付けるのかという流れから見たときに、個人的には集合住宅という要素が検討の一つとして挙がってきてもいいのではないかなと感じたところではあります。

○見浪教育長

申し訳ありません。跡地活用につきましては、FM推進課が担当課となっております。今日説明いただいているこども未来部に関しましては、その中のこども園について議論するということになりまして、当然全体とのセットで考える必要はあるので関係ないということは当然ないのですけれども、今のお話は少し範疇から超えるので、答えることは難しいと思われまます。

○足立委員

質問というよりは、個人的な感想とさせていただければと思います。

○見浪教育長

今のご意見に関しましては、こちらから担当課にお伝えさせていただきます。他に何かご質問等ございますか。

○富山委員

私は四半世紀ほど前に、テレビの生放送に出させてもらっていて、いつも掴みが必要だと言われていました。要するに、面白くなかったらチャンネルを変えられ、掴みの後も面白いことを言うとチャンネルを変えられないから視聴率が上がっていくわけです。分刻みの視聴率表を見せられて、毎回反省会議でどうしてもっと喋れないのかと言われていました。その経験から、いつも何か掴みの言葉といえますか、

キャッチフレーズで市民に対してドキドキさせるような訴えを何かしら続けたい限り、一生懸命考えて作って協働してやりましょうというやり方は素晴らしいと思うのですが、やはりきちんと人に見てもらわない限り、誰かに素晴らしいものを作ったとしてもあとが続かないような気がします。

ですので、人がどんどん入れ替わっていったとしても、絶えずその時代に合うキャッチフレーズなりで、市民に対して希望を感じるような言葉を考えて発信していきましょうというようなことをしていかないと、なんか怖いなど本当に思います。人が来る来ないというよりは、人に見てもらえなかったら何も始まらないなど経験上思います。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、次に「F u j i りんぴっく 2 0 2 6」の開催について、スポーツ振興課長、説明願います。

○八木スポーツ振興課長

スポーツ振興課より、その他の報告案件といたしまして「F u j i りんぴっく 2 0 2 6」について、ご報告させていただきます。資料 8 をご覧ください。

昨年度に引き続き、「F u j i りんぴっく」を開催いたします。開催日時及び開催場所は、5月10日（日）に藤井寺市立スポーツセンターで行います。また、こちらにも昨年度に引き続き、中学生も参加できるようになっております。

教育委員の皆様方におかれましては、先日の案内状を送付させていただきましたが、お時間の許す限りで結構ですので、ぜひ子どもたちの走る姿を見学していただけたらありがたく存じます。その際、会場へ自転車やバイク、車でお越しの場合は、スポーツセンターに駐車していただければ結構でございます。

以上、「F u j i りんぴっく 2 0 2 6」についての報告とさせていただきます。

○見浪教育長

ありがとうございます。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいですか。

本日予定しておりました案件は、全て終了しました。全体を通じまして、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、4月定例教育委員会会議を終了させていただきます。

本日はありがとうございます。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後 3 時 2 7 分